

総代会の審議報告

第29回通常総代会の内容

第29回通常総代会を、平成18年3月28日に開催し、平成18年度の事業計画及び当初予算案について審議され、議案第1号から議案第22号までの全22議案が原案のとおり可決されました。

- 議案第1号 平成17年度小泉地区県営担い手育成基盤整備事業特別会計収入支出第2回補正予算（案）について
- 議案第2号 平成17年度野中地区県営担い手育成基盤整備事業特別会計収入支出第3回補正予算（案）について
- 議案第3号 平成18年度事業計画（案）について
- 議案第4号 平成18年度土地改良施設維持管理適正化事業の拠出について（案）
- 議案第5号 平成18年度一般会計収入支出予算（案）について
- 議案第6号 平成18年度緑農住区新庄南部地区特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第7号 平成18年度小泉地区県営担い手育成基盤整備事業特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第8号 平成18年度野中地区県営担い手育成基盤整備事業特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第9号 平成18年度野天保ハリウ地区県営担い手育成基盤整備事業特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第10号 平成18年度農地流動化支援水利用調整事業特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第11号 平成18年度職員退職給与積立金特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第12号 平成18年度地区除外決済金特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第13号 平成18年度新規加入金積立金特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第14号 平成18年度基金積立金特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第15号 平成18年度維持管理費基金積立金特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第16号 平成18年度区分地上権設定特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第17号 平成18年度役員退任慰労金積立金特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第18号 平成18年度賦課金及び徴収方法について
- 議案第19号 平成18年度一般会計及び特別会計一時借入金について
- 議案第20号 平成18年度決済金及び徴収方法について
- 議案第21号 平成16年度新規加入地区に対する加入金額の決定について
- 議案第22号 平成16年度土地改良負担金償還平準化事業実施に伴う借入金について



第29回通常総代会



平成18年度臨時総代会



第1回現場監査状況

平成18年度臨時総代会の内容

平成18年度臨時総代会を、平成18年9月29日に開催し、平成17年度の事業報告・決算報告及び平成18年度補正予算案等について審議され、議案第1号から議案第10号まで、全10議案が原案のとおり可決されました。

- 議案第1号 平成17年度事業報告書並びに一般会計・特別会計収入支出決算書及び財産目録について
- 議案第2号 平成18年度一般会計収入支出第1回補正予算（案）について
- 議案第3号 平成18年度緑農住区新庄南部地区特別会計収入支出第1回補正予算（案）について
- 議案第4号 平成18年度小泉地区県営担い手育成基盤整備事業特別会計収入支出第1回補正予算（案）について
- 議案第5号 平成18年度野中地区県営担い手育成基盤整備事業特別会計収入支出第1回補正予算（案）について
- 議案第6号 平成18年度職員退職給与積立金特別会計収入支出第1回補正予算（案）について
- 議案第7号 平成18年度基金積立金特別会計収入支出第1回補正予算（案）について
- 議案第8号 平成18年度維持管理費基金積立金特別会計収入支出第1回補正予算（案）について
- 議案第9号 平成18年賦課金の変更について
- 議案第10号 平成18年度新規加入地区に対する加入金額の変更について

農地・水・環境保全向上対策 Q & A

- Q1：農地・水・環境保全向上対策ってどんな制度ですか？
 A1：農業者だけでなく、地域住民と一緒に活動組織をつくり、水利施設の保全はもちろん、農村の自然や景観を守る地域共同活動を行うことです。
- Q2：なぜ、この制度が必要なのですか？
 A2：農業者の高齢化や非農業者との混住化の進行により、将来に渡って農業者だけで、農地や水利施設、農村環境を守っていくことが困難な状況になっております。
 また、国民の環境に対する期待が高まっており、農村環境を守り育てることが、強く求められております。
- Q3：いつから実施されるのですか？
 A3：現在までの2年間、モデル地区で試験的に実施され、平成19年4月より、本格的に実施されます。
- Q4：どのような単位（地域割）で実施するのですか？
 A4：新庄土地改良区受益地管内では、ほ場整備事業の各維持管理委員会をベースにして、大字や集落等を考慮の上20地区程度の一定地区をつくることにより、今までの維持管理活動の延長としての円滑な取り組みができるのではないかと考えております。
- Q5：共同活動にかかる費用は、どうするのですか？
 A5：国・県・市町村から、面積に応じ助成金が交付されます。
- Q6：平成19年の4月の事業実施までに、必要な作業はどんなことですか？
 A6：一定地区を決定し、活動組織の構成員（農業者・PTA・自治会・消防団・婦人会・子供会・改良区・農協・NPO等）を募ります。次に、各活動組織の規約や活動計画（水路敷地への花の植栽や希少生物の保護等）を作成します。
 ＊構成員や活動計画は一例であり、各々の組織毎に独自に考えていただいて構いません。